

成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」の施行に寄せて

民法の成年年齢を18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が令和4年4月1日に施行されました。

成年年齢引き下げにより、今後18歳、19歳の若者が、未成年者としての法的保護を受けないこととなり、国会審議を含め多くの懸念が示されています。当該懸念の解消に向けて、参議院法務委員会では、①いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設すること、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討することなどを附帯決議しました。

当会は、これまで若年層に対する消費者被害を未然に防止するため、高校生等法律講座をはじめとする法教育事業を行ってまいりました。

引き続き、本改正の周知に努め、消費者被害等を未然に防ぐこと、また、消費者被害からの救済のためにも、さらなる法教育事業の充実・相談窓口の設置など身近な街の法律家として、社会に貢献していく所存です。

2022(令和4)年4月1日

大阪司法書士会

会長 香山 恭 慶